

下呂市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年12月26日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

令和6年度
定期監査結果報告書

(11月実施分)

下呂市監査委員

第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

第3 監査の対象

令和6年4月から令和6年10月まで（一部令和5年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

地域振興部	地域振興課・萩原振興事務所・小坂振興事務所・下呂振興事務所 金山振興事務所・馬瀬振興事務所
福祉部	高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課・おさかこども園
教育委員会事務局	教育総務課・文化財課・学校教育課・学校給食センター 萩原北中学校・金山中学校・小坂小学校・萩原小学校・上原小学校

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：星雲会館、下呂市民会館、金山振興事務所、馬瀬振興事務所、
小坂振興事務所、萩原北中学校、金山中学校、小坂小学校、萩原小学校、
上原小学校、おさかこども園
- (2) 日 程：令和6年11月7日から令和6年11月15日まで

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略するが、次の事項については改善または検討されたい。

1 指摘事項

(1) 小中学校における薬品の保管・管理について

薬品については、文部科学省等からの通知により、保管・管理の徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう求められている。これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」（令和5年3月16日付4初教課第46号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示されている。特に、爆発物の原料となり得る化学物質11品目の管理強化を一層推進することが求められている。

今回の監査において、小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、小坂小学校、萩原小学校、上原小学校において、薬品保管庫の転倒防止措置が講じられていなかった。地震等による転倒の可能性が危惧されることから早急に対策を講じられたい。併せて、萩原北中学校、金山中学校において、保管庫の鍵が理科準備室で保管されていたことから、保管庫がある部屋の鍵と共に職員室で厳重に管理するよう徹底されたい。

また、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理に当たっては、品目、数量、取得年月、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量等が記入できる管理簿を備え、使用の際には遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質等の残量と管理簿との照合を行う対応が求められている。

今回、薬品管理簿による管理状況について確認を行ったところ、金山中学校において水酸化バリウムの使用に記載漏れが見受けられ、実際の残量と管理簿の記載とが一致していなかった。管理簿に薬品使用量や残量等を記載し適正に管理することは、盗難、紛失等を防ぐために必要な措置であることから、実効性のある薬品管理体制の確保に努められたい。

なお、令和6年4月1日から薬品管理簿を市内小中学校で統一したが、「使用実績、購入実績及び残量をその都度記入している学校」と「実績に加えて点検日にも数量を確認記入している学校」があった。薬品管理簿の記入方法を統一するとともに、月に一度の点検日において確実に各薬品の残量を把握することを徹底されたい。

(各小中学校、学校教育課)

(2) 下呂市立小中学校校務員業務委託について

委託契約書の仕様書を確認したところ、下呂市が示した業務報告書（様式3-1、3-2）により毎月業務報告することとなっていた。

その業務報告書について確認したところ、令和6年4月分は仕様書で示した様式により報告がされていた。令和6年5月分は様式3-1のみ、令和6年5月以降は仕様書で示した様式によらず報告がされており、報告書の様式変更に関する協議書及び決裁書類が見当た

らなかった。

仕様書で示した様式で報告を受けるべきであるが、仮に請負業者からの申出により様式を変更するとしても当初報告を求めた内容が記載できるものとし、変更に関しては請負業者との協議書及び決裁が必要となる。適正な事務処理をされたい。

(教育総務課)

(3) 預かり会計について

下呂市の預かり会計については、現在、51 の団体等に係るものが把握されている。今回の定期監査において、26 の団体等の預かり会計について、「管理の根拠等」、「複数職員による管理」、「収入及び支出の決裁」、「出納簿の作成」、「通帳及び届出印の保管」、「現金等の保管」、「監査」、「通帳と諸帳簿等の計数は正確か」等の状況を確認した。

公金等取扱マニュアルに準公金（各種団体会計等）取扱い基準が示されており、その一部に、「準公金については、規則、要綱等で事務局を各所属においている場合などの理由がなければ管理してはなりません。」となっているが、一部の預かり会計において、規則や要綱で事務所の所在地は明確であるものの、事務局の設置に関する事項が明確になっていない団体があり、規則、要綱の整備をされたい。なお、一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会においては、定款にて「主たる事務所を下呂市馬瀬名丸 406 番地に置く。」

(所在地は馬瀬振興事務所である。)としているが、下呂市は構成員でもなく、また、一般社団法人は公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項第 4 号で対象団体として規定され、同条例施行規則で個々の公益法人等が定められるが、現在「一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会」は、施行規則で規定されていないことから会計事務を取扱うのは適正を欠くものである。

さらに、「職員が団体等の会計事務を行う場合は、担当職員に任せきりにしないよう、所属長が定期的に検査する」となっているが、所属長の定期的な検査が実施されていない会計が見受けられたことから、定期的な検査を確実に行うと共に、検査記録簿を作成して実施日、実施者を記録されたい。

(各振興事務所)

(4) 令和 6 年度馬瀬地域振興事業負担金について

負担金は、法令上特定の事業について、地方公共団体が特別の利益を受けることに対し一定の金額を支出する場合と、地方公共団体が構成員となっている各種団体の必要的経費を負担する場合の 2 種類であると思われる。

今回、令和 6 年度馬瀬地域振興事業負担金について確認したところ、馬瀬川倶楽部主催の馬瀬地域振興事業に対して負担金が支出されていた。馬瀬川倶楽部の構成員を確認したところ、馬瀬振興事務所の担当職員が構成員の名簿に載っているのみで、下呂市が構成員となっていなかったことから、早急に下呂市が構成員となるよう馬瀬川倶楽部と協議されて負担金として支出できる体制を整えられたい。

(馬瀬振興事務所)

2 意見

(1) 各振興事務所における窓口・相談業務について

窓口・相談業務の内容は、住民票等の証明書発行から遺族年金の手続き相談、介護認定のための調書作成等々、多岐に及んでいる。特に、小坂振興事務所、馬瀬振興事務所においては、精通した職員が配置されてはいるが、その代替職員も限られている。窓口諸証明発行件数は、各振興事務所とも減少傾向であることも踏まえ、今後、窓口・相談業務をいかに進めるか検討されたい。

また、窓口等で収受した現金等については、各振興事務所とも「公金等取扱いマニュアル」に従い管理している。この現金等には、諸証明書発行手数料だけでなく、字絵図コピー料、臨時通行許可手数料等もある。加えて、市税、水道料金等の納付や分納に基づく納付もあり、今後とも現金等の管理を徹底されたい。

(各振興事務所)

(2) 遺留金等の管理について

相続人不明者の遺留金等については、現在、現金 14 名 1,270,925 円（歳入歳出外現金として保管）、預金通帳 20 名 6,109,784 円（金庫保管）、出資証券 1 名 1,000 円（金庫保管）計 20 名、総合計 7,381,709 円が管理されている。死亡時の状況は、生活保護受給者が 11 名、養護老人ホーム入所者が 7 名、墓地埋葬法による者が 2 名である。

遺留金等の事務処理手続きについては、担当課が岐阜県遺留金品取扱要領を参考にして「下呂市遺留品取扱要領」を作成中である。過去、他市にて遺留金の着服事件があったが、まずは遺留金等の管理保全が重要である。その後、相続人調査、親族調査、弁済供託、相続財産清算人の選任の申し立ての手続きと相当な事務量が費やされることになる。加えて今後、単身高齢者の増加と共に身寄りがなく死亡される市民の増加が懸念される。作成される「下呂市遺留品取扱要領」に則り、確実な事務処理を望むものである。

(社会福祉課)

(3) 小中学校における防犯カメラ設置について

今回、監査を実施した 3 小学校・2 中学校のうち、金山中学校については、犯罪予防の観点から正面玄関、校舎裏通口、生徒出入口、校門から校舎までの道路に各 1 台、計 4 台の防犯カメラが設置され、常時モニターで確認できる体制がとられていた。他の小中学校にも設置を検討されたい。

(各小中学校、教育総務課、学校教育課)

(4) 小中学校におけるグラウンド遊具の点検について

各小中学校とも法令に基づき業者による遊具の点検がなされているが、今回、監査を実施した 3 小学校・2 中学校のうち、萩原北中学校及び上原小学校において D 判定（劣化している）の遊具があり、児童生徒が使用できる状態となっていた。安全面から、自主点検を怠らず実施されたい。

(各小中学校、教育総務課、学校教育課)

(5) 小中学校における慈善団体等からの支援金の取扱いについて

小坂小学校において、「岐阜県緑化推進協議会会計」、「小坂小学校検定料会計」、「福祉協力校会計」、「あおぞら学級会計」の各通帳を保管管理していた。例えば、「岐阜県緑化推進協議会会計」に関して言えば、一般社団法人岐阜県緑化推進協議会からの苗木等購入に係る助成金を受け入れているものである。

助成金の使途が限定されており、助成先へ報告もしなければならないが、準公金として取り扱う必要がある。市として、取扱い方法について検討されたい。

(各小中学校、教育総務課、学校教育課)

(6) 小中学校の危機管理マニュアルについて

今回の監査において、学校が危険等発生時にどう対処し、いかにして児童生徒等の生命や身体を守る体制を整備しているかに着目し、小中学校の危機管理体制を確認した。

各小中学校においては、教育委員会の指導の下、各学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し危機事案に対する児童生徒等の命を守る体制が整備されているところであるが、今回、3小学校、2中学校を監査したところ、次の2点の事項について危機管理マニュアルへの追加記載が必要な学校が見受けられたので、文部科学省による「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」や他校の危機管理マニュアルを参考としながら見直しを行い、児童生徒等の命を守るための体制を強化されたい。

- 1、事前・事後の危機管理マニュアル
- 2、郊外活動時の危機管理マニュアル

(各小中学校、学校教育課)